

第27期 定時株主総会 招集ご通知



日時	2019年3月28日（木曜日） 午前10時(受付開始：午前9時)
場所	大阪市中央区安土町3丁目1番3号 ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム

郵送およびインターネット等による
議決権行使期限

2019年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	補欠監査役2名選任の件

添付書類

事業報告	12
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

シークス株式会社

証券コード 7613

証券コード：7613

2019年3月7日

株 主 各 位

大阪府中央区備後町1丁目4番9号

シークス株式会社

代表取締役会長 村井 史郎

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2019年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2019年3月28日(木曜日) 午前10時
- 2. 場 所** 大阪府中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第27期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 取締役6名選任の件
 - 第3号議案** 監査役3名選任の件
 - 第4号議案** 補欠監査役2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、**当社ホームページ** (<http://www.siix.co.jp/ir/stock/soukai/index.html>) において掲載しております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、**当社ホームページ** (<http://www.siix.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へ出席される場合

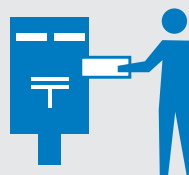


株主総会開催日時

2019年3月28日（木曜日）
午前**10時**【受付開始：午前9時】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により議決権を行使する場合



行使期限

2019年3月27日（水曜日）
午後**5時30分**到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  **0120-652-031**（受付時間 9:00～21:00）

その他のご照会  **0120-782-031**（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

インターネット等による議決権行使のご案内



行使期限

2019年3月27日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。

パソコン、スマートフォンから、
議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく読みいただき、ご了承いただける方は[次へすすむ]ボタンをクリックしてください。

<その他のご案内>

- 招集ご通知書の電子配信をご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 招集ご通知書の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでに登録/ログイン/パスワードの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

PDFファイルの閲覧にはPDFビューアが必要です。

「次へすすむ」をクリックしてください。

2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載してあります。（電子メールにより招集ご通知を登録されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件 期末配当金に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当金財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案し、1株につき普通株式
金13円50銭といたしたいと存じます。

(配当総額 637,790,544円)

これにより、昨年9月にお支払した1株につき13円50銭の中間配当金と合わせまして、年間配当金は1株につき27円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年3月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、1名増員し取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、高谷晋介氏、大森進氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	むらい しろう 村井 史郎 (1928年9月10日生)	1952年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社 1970年5月 同社取締役 1985年6月 同社取締役副社長 1988年2月 The Inx Group Ltd. 取締役社長兼務 1992年6月 当社代表取締役社長 2003年3月 当社代表取締役会長兼CEO 2005年3月 当社代表取締役会長兼CEO 執行役員 2014年3月 当社代表取締役会長 執行役員(現任)	1,400,000株
2	ききょう よしひと 桔梗 芳人 (1955年2月5日生)	1978年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2003年10月 同行執行役 東京営業推進部長 2004年4月 同行常務執行役 東京営業サポート部担当 2005年6月 (株)近畿大阪銀行 代表取締役副社長 2006年6月 同行代表取締役社長 2011年10月 当社顧問 2012年3月 当社取締役 執行役員関連事業部長 2013年3月 当社代表取締役社長兼COO 執行役員 2014年3月 当社代表取締役社長 執行役員(現任)	10,000株
3	※ おおの せいじ 大野 精二 (1961年11月21日生)	1984年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社 1991年3月 同社シカゴ駐在 1996年6月 当社シンガポール駐在 2005年9月 当社経理部財務グループマネージャー 2007年4月 当社関連事業部マネージャー 2008年3月 当社上海駐在 2009年2月 当社経理部長 2009年4月 当社執行役員経理部長 2017年3月 当社執行役員経理部長兼情報システム部担当 (現任)	10,400株
4	※ まるやま とおる 丸山 徹 (1963年3月12日生)	1986年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1992年4月 同行調査部詰(外務省出向) 2001年4月 同行経営企画部IR室上席室長代理 2008年4月 同行本店法人営業部副部長 2009年4月 同行上田法人営業部長 2010年4月 同行三田通法人営業部長 2014年5月 当社経営企画部担当部長 2015年1月 当社執行役員経営企画部長 2017年2月 当社執行役員東京総務部長 2018年1月 当社執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長(現任)	200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	たかたに しんすけ 高谷 晋介 (1951年12月30日生)	1974年4月 野村證券(株)入社 1978年11月 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士 共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ） 入社 1984年10月 高谷晋介税理士事務所開業（現任） 1990年9月 北斗監査法人（現仰星監査法人）の設立に参 画 代表社員就任 1995年6月 フジ住宅(株)監査役就任（現任） 2000年6月 (株)川島織物セルコン監査役就任 2008年1月 仰星監査法人副理事長就任 2011年3月 当社社外監査役 2014年7月 仰星監査法人理事長就任 2015年3月 当社社外取締役（現任） 2017年10月 高谷晋介公認会計士事務所開業（現任） 2018年7月 北辰税理士法人設立 代表社員就任（現任） [重要な兼職の状況] 北辰税理士法人 代表社員 フジ住宅株式会社 社外監査役	2,000株
6	おおもり すずむ 大森 進 (1951年2月13日生)	1974年4月 野村證券(株)入社 1990年4月 クレディスイスファーストボストン 証券会社入社 2005年8月 UBS証券会社社長 2012年4月 UBS証券(株)代表取締役社長 2015年7月 同社代表取締役会長 2016年7月 同社常勤監査役（現任） UBSアセット・マネジメント(株) 社外監査役（現任） 2017年3月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] UBS証券株式会社 常勤監査役 UBSアセット・マネジメント株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 社外取締役候補者とした理由
 候補者高谷晋介氏は、公認会計士、税理士として永年の経験を有しており、独立・
 公平な立場で経営監査機能を果たしていただけるものと判断しております。
 候補者大森進氏は、資本市場に対する豊富な知識や経営者としての経験をもとに当
 社のガバナンスを更に強化していただけるものと判断しております。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。

当社は、高谷晋介氏および大森進氏と当該責任限定契約を締結しており、両氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

5. 高谷晋介氏および大森進氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 社外取締役候補者高谷晋介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって4年であります。
7. 社外取締役候補者大森進氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、石橋正紀氏、手島泉氏は、社外監査役候補者であります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	ともだ まさゆき 友田 雅之 (1961年9月9日生)	1984年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2007年12月 同行ストラクチャードファイナンス部次長兼 貿易金融グローバルヘッド 2008年4月 同行堂島支社支社長 2013年3月 当社執行役員関連事業部長 2015年11月 当社執行役員総務部長兼情報システム部担当 2017年3月 当社常勤監査役(現任)	0株
2	いしばし まさき 石橋 正紀 (1949年7月15日生)	1974年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 1982年7月 陽光監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入社 2004年7月 日本公認会計士協会常務理事 2013年7月 税理士法人石橋会計事務所(現税理士法人石橋・笠原事務所) 所長(現任) 2013年7月 公認会計士石橋正紀事務所所長(現任) 2014年4月 西宮市包括外部監査人 2015年3月 当社社外監査役(現任) 2015年6月 (株)京都銀行社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 税理士法人石橋・笠原事務所 所長 株式会社京都銀行 社外監査役	0株
3	てじま いずみ 手島 泉 (1956年7月1日生)	1980年4月 (株)阪田商会(現サカティンクス(株)) 入社 2009年5月 同社新聞事業部大阪営業部長 2011年6月 同社内部監査室長 2014年2月 同社国際部担当役員付 2014年3月 同社理事 国際部付上海駐在 2018年3月 同社常勤監査役(現任) 2018年3月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] サカティンクス株式会社 常勤監査役	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者石橋正紀氏は、永年にわたり公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
3. 候補者手島泉氏は、海外駐在を通じて豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 候補者友田雅之氏および石橋正紀氏および手島泉氏が再任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。
5. 石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものがあります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かわい たかのり 河合 孝則 (1968年9月7日生)	2008年3月 当社関連事業部マネージャー 2017年2月 当社企画部担当部長(現任)	200株
2	よしざわ なお 吉澤 尚 (1975年5月16日生)	2002年10月 あさひ・狛法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 弁護士登録 2009年11月 漆間・吉澤総合法律事務所設立(現漆間総合法律事務所)同所副所長 2011年2月 弁理士登録 2013年6月 (株)エスクリ社外監査役(現任) 2015年3月 (株)リブセンス社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エスクリ 社外監査役 株式会社リブセンス 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合孝則氏は監査役友田雅之氏の補欠としての候補者、吉澤尚氏は社外監査役石橋正紀氏および手島泉氏の補欠としての候補者といたします。
3. 吉澤尚氏を、補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた知識・経験を活かして社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 河合孝則氏が監査役、吉澤尚氏が社外監査役に就任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。
5. 当社は補欠の社外監査役候補者吉澤尚氏が監査役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、良好な雇用・所得環境により個人消費の力強い拡大が持続し、景気は着実に回復が続いております。欧州では、輸出の先行きに不透明感が残っておりますが、内需が堅調に推移し、景気は緩やかに回復しております。アジアにおいて、中国では、米中貿易摩擦の影響等により景気は緩やかに減速しております。その他アジアにおいては、タイやインドネシアを中心に景気は緩やかに回復しております。日本では、企業収益の改善および雇用情勢の改善により景気は緩やかな持ち直しが継続しました。世界経済全体では、緩やかな景気の回復が見られたものの、通商問題の影響により一部に弱さが見られました。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,428億4百万円と前連結会計年度に比べて96億5千万円の増加(4.1%増)となりました。利益面では、営業利益は86億2千5百万円と前連結会計年度に比べて10億8千万円の減少(11.1%減)となり、経常利益は87億1千7百万円と前連結会計年度に比べて17億9千6百万円の減少(17.1%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は64億1千4百万円となり、前連結会計年度に比べて6億7千8百万円の減少(9.6%減)となりました。

(報告セグメントの変更)

当連結会計年度より、報告セグメントを変更しております。従来、事業の種類および事業活動地域をもとに区分した「電子(日本)」、「電子(アジア)」、「電子(欧州)」、「電子(米州)」を報告セグメントとしておりましたが、経営上の意思決定や業績評価を行う基礎となる地域別業務執行責任体制をもとに区分した「日本」、「中華圏」、「東南アジア」、「欧州」、「米州」を新たな報告セグメントとしております。

この変更は、当社グループの事業が多角化し、業種・業態にとらわれないビジネスの展開が進展していることを鑑み、各地域の市場特性に応じて事業活動を展開し、業績評価を行っている地域別業務執行責任体制による区分が、経営管理区分として、より機能していると考えられることから、開示上の位置づけを見直したことによるものであります。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。本文中の「セグメント利益」および「セグメント損失」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

また、当連結会計年度より報告セグメントを変更しており、比較および分析は変更後の区分にもとづいております。

(日本)

車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移したことにより、当セグメントの売上高は851億8千6百万円と前連結会計年度に比べて25億9千9百万円の増加(3.1%増)となり、セグメント利益は9億2千9百万円と前連結会計年度に比べて1億1千3百万円の増加(13.9%増)となりました。

(中華圏)

車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は905億6千9百万円と前連結会計年度に比べて105億5千万円の増加(13.2%増)となり、セグメント利益は36億5千8百万円と前連結会計年度に比べて4億3千9百万円の増加(13.7%増)となりました。

(東南アジア)

車載関連機器用部材および家電機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は1,013億1百万円と前連結会計年度に比べて33億1千2百万円の増加(3.4%増)となり、セグメント利益は35億3千1百万円と前連結会計年度に比べて9億6千8百万円の増加(37.8%増)となりました。

(欧州)

車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移したことにより、当セグメントの売上高は123億6千4百万円と前連結会計年度に比べて2億4千万円の増加(2.0%増)となりました。利益面では、新たに連結の範囲に含めた製造子会社の初期負担もあり、2千万円のセグメント損失(前連結会計年度は3億6千1百万円のセグメント利益)となりました。

(米州)

車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移したことにより、当セグメントの売上高は526億円と前連結会計年度に比べて13億4千3百万円の増加(2.6%増)となりました。利益面では、メキシコ工場の業容拡大にともなう設備や労働力の確保に向けた先行投資および注文の大幅な増加にともなう部材確保のための調達コストの増加等の影響により、セグメント利益は3億2千4百万円と前連結会計年度に比べて22億5千8百万円の減少(87.5%減)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は74億8千3百万円であります。

有形固定資産への投資額は68億6千9百万円で、その主なものは米州セグメントに属する海外販売拠点SIIX U.S.A. Corp.における機械設備投資等21億6千4百万円および海外生産拠点SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.における建物投資等10億5千4百万円であります。

なお、SIIX U.S.A. Corp.が取得した機械設備等はSIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.に貸与されております。

無形固定資産への投資額は6億1千3百万円で、その主なものは当社グループ基幹システムに係るソフトウェア投資等4億3千7百万円であります。

当連結会計年度における必要資金は、自己資金および借入等により充当いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	年 度	第24期 2015年12月	第25期 2016年12月	第26期 2017年12月	第27期 2018年12月 (当連結会計年度)
	売 上 高 (百万円)		235,035	212,768	233,153
経 常 利 益 (百万円)		9,002	9,146	10,513	8,717
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		6,717	6,698	7,093	6,414
1株当たり当期純利益		137円94銭	133円81銭	144円01銭	131円45銭
総 資 産 (百万円)		109,957	109,695	130,526	137,478
純 資 産 (百万円)		49,739	51,573	57,609	56,016

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で分割いたしました。これにともない、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社等の状況 (2018年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 53,704	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 251,344	91.82 %	電子回路・機器の製造
SIIX HUBEI Co., Ltd.	千中国元 96,527	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H.K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Bangkok Co., Ltd.	千バーツ 30,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 309,100	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 18,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 14,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	千U.S.ドル 9,000	55.00 %	プラスチック成形および金型製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社等への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Hungary Kft.	千ユーロ 15,001	100.00 %	電子回路・機器の製造

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIIX U.S.A. Corp.	千U.S.ドル 26,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V	千U.S.ドル 37,200	(100.00) %	電子回路・機器の製造
シークスエレクトロニクス株式会社	百万円 290	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. は SIIX H.K. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. は SIIX Phils., Inc. が、PT SIIX Electronics Indonesia および PT. SIIX EMS INDONESIA は SIIX Singapore Pte. Ltd.が、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.VはSIIX U.S.A. Corp.がそれぞれ所有するものであります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.	千中国元 50,000	(25.00) %	商業用空調機器用 電子基板製造等
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.はSIIX H.K. Ltd.が所有するものであります。

③ 企業結合の状況

当社は、当連結会計年度より、重要性が増したSIIX HUBEI Co., Ltd.、SIIX Hungary Kft.、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.Vを連結の範囲に、Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.を持分法適用の範囲に含めております。当社の連結子会社は①に記載した22社、持分法適用会社は②に記載した2社となっております。

なお、当連結会計年度の連結売上高は2,428億4百万円（前連結会計年度比4.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は64億1千4百万円（前連結会計年度比9.6%減）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

各国が自国中心主義やそれにともない、各国間で貿易摩擦が発生するなか、適地調達、適地生産、適地販売の必要性が増しております。当社はこのような顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
日 中 東 欧 米 本 華 ア ジ ア 州 州	下記分野における完成品、組立品、基板実装品、部品単体・キット、金型・成形品等 車載関連機器（カーオーディオ、メーター、フロントパネル、各種スイッチ、 エクステリア、モーター、ECU、準ミリ波レーダー、車載カメラ等） 産業機器（パワーツール用エンジン点火装置、業務用AV機器、業務用エアコン、 医療機器、工業用ミシン等） 家電機器（デジタル家電、エアコン、音響機器、健康器具、知育玩具等） 情報機器（スキャナー、プリンター等） 一般電子部品 その他（ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、 印刷インキ、化成品、雑貨等）

(6) 主要な販売拠点および生産拠点 (2018年12月31日現在)

- 国内販売拠点 当社本社 (大阪府大阪市)、東京本社 (東京都千代田区)、名古屋営業部 (愛知県名古屋市)
- 国内生産拠点 シークスエレクトロニクス株式会社 (神奈川県相模原市)
- 海外販売拠点 SIIX (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX H.K. Ltd. (香港)、SIIX TWN Co., Ltd. (台湾)、SIIX Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)、SIIX Bangkok Co., Ltd. (タイ)、SIIX Logistics Phils, Inc. (フィリピン)、SIIX Phils., Inc. (フィリピン)、SIIX Europe GmbH (ドイツ)、SIIX U.S.A. Corp. (アメリカ)
- 海外生産拠点 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX HUBEI Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、SIIX EMS PHILIPPINES, INC. (フィリピン)、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. (フィリピン)、PT SIIX Electronics Indonesia (インドネシア)、PT. SIIX EMS INDONESIA (インドネシア)、SIIX EMS Slovakia s.r.o. (スロバキア)、SIIX Hungary Kft. (ハンガリー)、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V (メキシコ)

(7) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
13,632名	1,973名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	2名増	35.8歳	7.8年

(8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,103
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,808
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,482
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,889

百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2018年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 160,000,000株

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、株式分割にともなう定款変更を行っております。これにともない、発行可能株式総数は80,000,000株増加し、160,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 50,400,000株 (自己株式 3,156,256株を含む。)

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で分割いたしました。これにともない、発行済株式の総数は25,200,000株増加し、50,400,000株となっております。

③ 株主数 6,973名 (前期末比 2,525名増)

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
	株	%
サカタクソクス株式会社	10,812,000	22.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,142,800	8.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,113,500	6.59
有限会社フォーティ・シックス	2,200,000	4.66
株式会社りそな銀行	2,170,800	4.60
株式会社三井住友銀行	2,160,000	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,908,000	4.04
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,848,100	3.91
村 井 史 郎	1,400,000	2.96
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	776,800	1.64

(注) 持株比率は、自己株式 (3,156,256株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項 (2018年12月31日現在)

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	保有者数
2017年度株式報酬 型新株予約権 (2017年6月6日)	2,823個	当社普通株式 5,646株 (注)3	1株当たり 1円	2017年6月7日 ～2047年6月6日	(注)1、2	取締役 3名
2018年度株式報酬 型新株予約権 (2018年4月13日)	2,719個	当社普通株式 5,438株 (注)3	1株当たり 1円	2018年4月14日 ～2048年4月13日	(注)1、2	取締役 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができると定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	交付された者 の人数
2018年度株式報酬 型新株予約権 (2018年4月13日)	2,491個	当社普通株式 4,982株 (注)3	1株当たり 1円	2018年4月14日 ～2048年4月13日	(注)1、2	当社使用人 7名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができると定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年6月23日開催の取締役会決議にもとづき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

決議年月日	2015年6月23日
新株予約権の数(個)	5,948
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,958,762
新株予約権の行使時の払込金額(円)	無償
新株予約権の行使期間	2015年8月3日から2020年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	2,010.3円 (当初 2,011.5円) (転換価額は一定の条件の下、修正または調整される。)
新株予約権付社債の残高	5,948百万円

(注) 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2018年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役社長 執行役員	桔 梗 芳 人	
取 締 役 執行役員	岡 田 雅 夫	大阪営業部担当兼国内営業総括兼資材統括部担当兼台湾担当兼インドネシア地域担当兼PT. SIIX EMS INDONESIA担当兼PT. SIIX Trading Indonesia担当
取 締 役	高 谷 晋 介	北辰税理士法人 代表社員 フジ住宅株式会社 社外監査役
取 締 役	大 森 進	UBS証券株式会社 常勤監査役 UBSアセット・マネジメント株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	友 田 雅 之	
監 査 役	石 橋 正 紀	税理士法人石橋・笠原事務所 所長 株式会社京都銀行 社外監査役
監 査 役	手 島 泉	サカティンクス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏および大森進氏は社外取締役であります。
2. 監査役石橋正紀氏および手島泉氏は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 2018年3月29日開催の第26期定時株主総会において、新たに手島泉氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2018年3月29日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、監査役富山浩司氏が辞任いたしました。
4. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役高谷晋介氏、大森進氏および監査役石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役3名および取締役を兼務していない執行役員17名、計20名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	253百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22百万円 (7百万円)
合 計	9名	275百万円

- (注) 1. 2017年3月30日開催の株主総会決議による取締役の報酬等限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）であります。なお、取締役の報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 2008年3月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に辞任した監査役（社外監査役）が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、北辰税理士法人の代表社員およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役大森進氏は、UBS証券株式会社の常勤監査役およびUBSアセット・マネジメント株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役石橋正紀氏は、税理士法人石橋・笠原事務所の所長および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役手島泉氏は、その他の関係会社であるサカティンクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 谷 晋 介	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
	大 森 進	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	石 橋 正 紀	当事業年度の取締役会には、16回中15回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、17回中17回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	手 島 泉	昨年3月に就任後の取締役会には、13回中13回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、昨年3月に就任後の監査役会には、11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
49百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
49百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

(6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

【内部統制システムについて】

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、企画部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
 3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
 4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
2016年2月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
 2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。
 3. 文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 「シークスグループ リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。

2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
 3. 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
 4. 「シークスグループ 危機管理規程」に基づき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法等を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
 2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
 4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 2. 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
 3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的で開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
 4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
 5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 4. 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役がその職務の遂行に必要なと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役がその職務の遂行に必要なと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。
1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）
- 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
 1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
 2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内周知する。
 3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

(7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため下記を行っております。
 1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。

3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	101,939	流 動 負 債	63,595
現金及び預金	12,879	買掛金	29,130
受取手形及び売掛金	38,936	短期借入金	25,236
商品及び製品	31,533	未払費用	3,035
仕掛品	1,481	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	11,711	未払法人税	1,435
繰延税金資産	452	その他	4,756
その他	4,986	固 定 負 債	17,865
貸倒引当金	△42	新株予約権付社債	5,948
固 定 資 産	35,538	長期借入金	7,455
有 形 固 定 資 産	27,854	退職給付に係る負債	525
建物及び構築物	11,484	繰延税金負債	3,267
機械装置及び運搬具	9,804	その他	669
工具、器具及び備品	916	負 債 合 計	81,461
土地	3,219	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	2,428	株 主 資 本	52,976
無 形 固 定 資 産	1,509	資本金	2,144
ソフトウェア	665	資本剰余金	5,629
その他	843	利益剰余金	51,183
投資その他の資産	6,174	自己株式	△5,980
投資有価証券	2,071	その他の包括利益累計額	2,678
出資金	915	その他有価証券評価差額金	71
長期貸付金	63	繰延ヘッジ損益	23
退職給付に係る資産	210	為替換算調整勘定	2,717
繰延税金資産	1,146	退職給付に係る調整累計額	△133
その他	2,280	新株予約権	52
貸倒引当金	△512	非支配株主持分	308
資 産 合 計	137,478	純 資 産 合 計	56,016
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	137,478

連結損益計算書

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		242,804
売上原価		222,168
売上総利益		20,635
販売費及び一般管理費		12,010
営業利益		8,625
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	112	
不動産賃貸料	108	
持分法による投資利益	221	
為替差益	—	
物品売却収入	87	
スクラップ売却益	227	
その他	454	1,289
営業外費用		
支払利息	318	
為替差損	464	
物品購入費用	51	
その他	363	1,198
経常利益		8,717
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
特別損失		
	—	—
税金等調整前当期純利益		8,719
法人税、住民税及び事業税	2,612	
法人税等調整額	△310	2,302
当期純利益		6,417
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		6,414

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年1月1日 首残高	2,144	5,625	46,498	△2,023	52,244
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,305		△1,305
親会社株主に帰属する当期純利益			6,414		6,414
自己株式の取得				△4,000	△4,000
自己株式の処分		4		42	47
連結範囲の変動			△458		△458
持分法の適用範囲の変動			34		34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	4	4,685	△3,957	732
2018年12月31日 期末残高	2,144	5,629	51,183	△5,980	52,976

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	為替換算調整累算額	退職給付に係る調整累計額			
2018年1月1日 首残高	555	11	4,602	△161	5,008	31	326	57,609
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当					-			△1,305
親会社株主に帰属する当期純利益					-			6,414
自己株式の取得					-			△4,000
自己株式の処分					-			47
連結範囲の変動			223		223		-	△234
持分法の適用範囲の変動			△27		△27			7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△484	12	△2,081	28	△2,525	21	△17	△2,521
連結会計年度中の変動額合計	△484	12	△1,885	28	△2,329	21	△17	△1,592
2018年12月31日 期末残高	71	23	2,717	△133	2,678	52	308	56,016

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,526	流動負債	24,221
現金及び預金	168	買掛金	12,960
受取手形	1,297	短期借入金	7,750
売掛金	18,603	1年内返済予定の長期借入金	2,106
商前渡金	3,307	未払法人税等	176
前払費用	20	未払金	161
未収入金	115	未払費用	834
短期貸付金	1,858	前受り金	51
繰延税金資産	100	その他	180
その他の当金	40		0
貸倒引当金	44	固定負債	13,373
	△30	新株予約権付社債	5,948
固定資産	23,338	長期借入金	7,202
有形固定資産	2,345	長期未払金	129
建物	1,049	繰延税金負債	75
工具、器具及び備品	40	その他	17
土地	1,255	負債合計	37,594
その他の他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	917	株主資本	11,088
ソフトウェア	80	資本金	2,144
ソフトウェア仮勘定	832	資本剰余金	5,629
その他の他	4	資本準備金	1,853
投資その他の資産	20,075	その他資本剰余金	3,776
投資有価証券	785	利益剰余金	9,295
関係会社株	8,989	利益準備金	34
出資	33	その他利益剰余金	9,261
関係会社出資	9,089	別途積立金	1,700
長期貸付金	857	繰越利益剰余金	7,561
長期前払費用	2	自己株式	△5,980
前払年金費用	352	評価・換算差額等	129
差入保証金	7	その他有価証券評価差額金	106
その他の他	469	繰延ヘッジ損益	23
貸倒引当金	△512	新株予約権	52
資産合計	48,865	純資産合計	11,270
		負債・純資産合計	48,865

損益計算書

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		85,186
売 上 原 価		81,296
売 上 総 利 益		3,890
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,960
営 業 利 益		929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,900	
雑 収 入	64	1,964
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
支 払 手 数 料	42	
為 替 差 損	15	
雑 損 失	75	165
経 常 利 益		2,728
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2	2
特 別 損 失		
		—
税 引 前 当 期 純 利 益		2,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	351	
法 人 税 等 調 整 額	15	367
当 期 純 利 益		2,362

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計
					別途積立金	繰 越 剰 余 金		
2018年1月1日期首残高	2,144	1,853	3,772	5,625	34	1,700	6,503	8,238
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				-			△1,305	△1,305
当期純利益				-			2,362	2,362
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分			4	4				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	-	-	1,057	1,057
2018年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,776	5,629	34	1,700	7,561	9,295

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2018年1月1日期首残高	△2,023	13,983	448	11	459	31	14,474
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,305			-		△1,305
当期純利益		2,362			-		2,362
自己株式の取得	△4,000	△4,000			-		△4,000
自己株式の処分	42	47			-		47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△341	11	△329	21	△308
事業年度中の変動額合計	△3,957	△2,895	△341	11	△329	21	△3,203
2018年12月31日期末残高	△5,980	11,088	106	23	129	52	11,270

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役 友 田 雅 之 ㊟

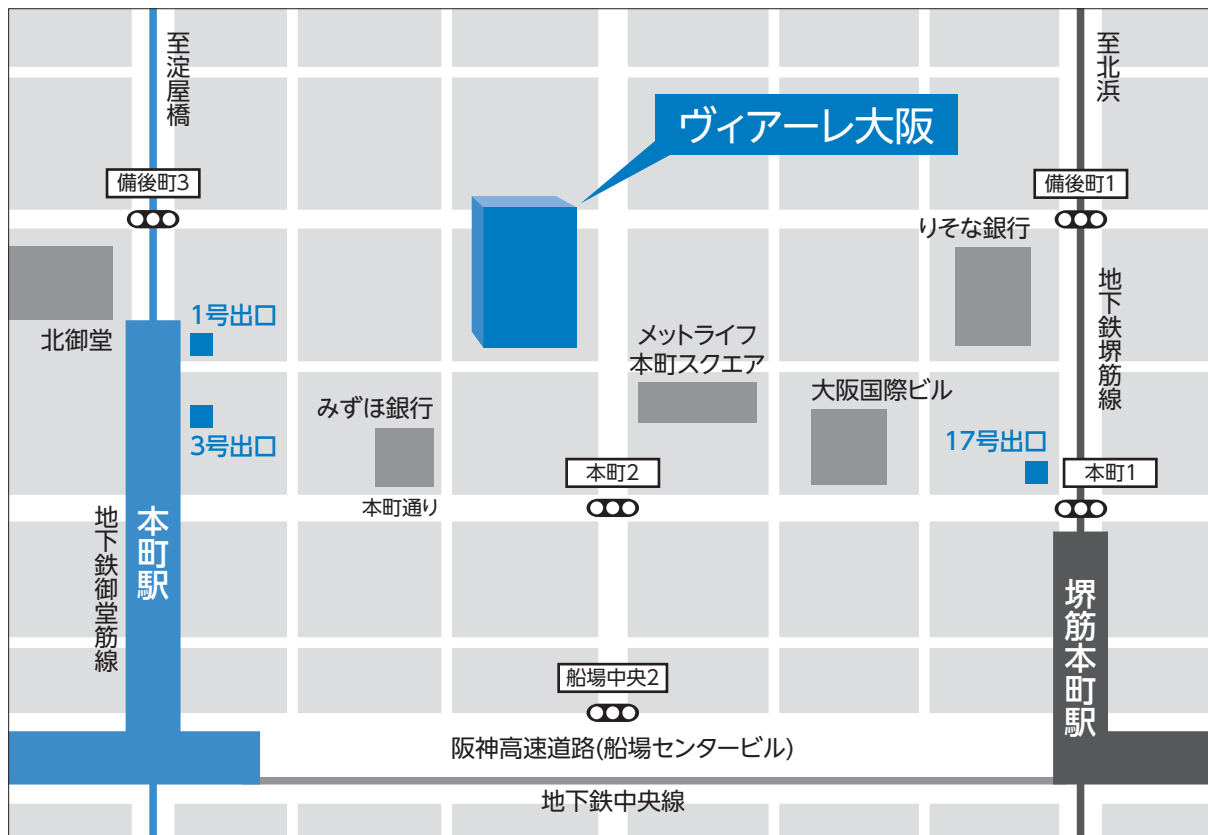
社外監査役 石 橋 正 紀 ㊟

社外監査役 手 島 泉 ㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム



交通の ご案内

- 地下鉄御堂筋線 本町駅 1号または3号出口より東へ徒歩3分
- 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 17号出口より西へ徒歩5分

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。